

令和7年第26回

美幌町農業委員会総会議事録

令和7年5月26日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和7年5月26日(月) 午後1時30分から午後2時40分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(19人)

	1番	中川誓子君		2番	坂本和裕君
農地部会長	3番	梅津幸一君		4番	佃徹君
	5番	佐藤章平君		6番	木村勝彦君
	7番	中村寿恵子君		8番	鳥井隆君
	9番	小泉豊和君	農地副部会長	10番	武田透君
	11番	田村秀司君		12番	川原英和君
	14番	鎌仲照幸君		15番	高崎利彦君
振興副部会長	16番	山岸洋文君		17番	酒井祐二君
振興部会長	18番	小林寿美君	職務代理	19番	日並洋志君
会長	20番	千葉正美君			

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	佐久間大樹君	主査	山内慶治君
主事	龍瀧宗良君	主事補	石澤美咲君
臨時筆生	寺田裕子君		

議 事 日 程

令和7年第26回 美幌町農業委員会総会
令和7年5月26日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第54号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 6	議案第94号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
日 程 第 7	議案第95号	農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について
日 程 第 8	議案第96号	農地法第3条の規定による許可申請について
日 程 第 9	議案第97号	農地法第4条の規定による許可申請について
日 程 第10	議案第93号	現況証明願について
日 程 第11	協議第17号	美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は19名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和7年 第26回 美幌町農業委員会総会を開会いたします。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長をお願いいたします。
議 長	これより議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名をいたします。議事録署名委員は議席番号17番 酒井委員、同じく議席番号18番 小林委員を指名いたします。なお、本日の総会書記には事務局職員の山内主査、龍瀧主事、石澤主事補を指名いたします。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元にお配りしております議事日程のとおり報告1件、議案5件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号13番 安藤委員 本日欠席の旨、届出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定をいたします。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定をいたします。
議 長	日程第5、報告第54号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題といたします。
事 務 局	【議案に基づき説明】
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、報告第54号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定をいたします。

議長 日程第6、議案第94号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。

事務局 昨年の5月総会においても本件について決議いたしました。各市町村の農業委員会総会において、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を年1回以上実施しなければなりませんので本年についても決議いたします。改めて経過からご説明させていただきます。議案参考資料の1ページをご覧ください。

令和元年10月17日、奈良県安堵町農業委員会会長が農地転用のために虚偽の申請を行った農地法違反で逮捕。一週間後の10月23日、大分県別府市農業委員会会長が農地転用をめぐる現金を受け取り収賄の疑いで逮捕。連続して農業委員会会長が逮捕されるという事態を受け、同年10月28日、30日、北海道農業会議会長、農林水産省経営局長から農業委員会等の綱紀粛正について通知が発出。同年11月28日、全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくこととなりました。続いて、同年12月18日、北海道農業会議会長から全国農業委員会会長代表者集会における申し合わせ決議の趣旨に則り、各市町村の農業委員会総会において、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の年1回の実施要請と注意喚起について通知があったものです。こうした経過によりまして、年1回の決議に至っております。議案6ページにお戻り願います。それでは決議内容について事務局の方で朗読いたします。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員は農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に農地制度に基づく許認可に係る事務については個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の工業を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和7年5月26日 美幌町農業委員会

ご説明は以上でございます。

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 ご異議なしと認め、議案第94号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」は決議することに決定をいたします。

議長 日程第7、議案第95号「農地中間管理機構の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。
内容番号156号。

事務局 議案第95号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案について」ご説明させていただきます。農用地利用集積等促進計画の内容につきましては期間満了に伴う再貸付案件が1件、農業公社からの売渡が2件となっております。

それでは内容番号156号についてご説明いたします。参考資料は3ページをご覧ください。

います。本件は農業公社からの売渡案件でございます。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は田中の〇〇でございます。土地の所在地は田中〇〇番〇他計7筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案9ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和7年6月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

3 番 内容番号156号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間借りる予定でしたが、今回、本人からの申し出により、期間満了前ですが売渡を受けるものです。〇〇さんは法人化され、小麦、馬鈴薯、人参等を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号156号は適当と認めます。
内容番号157号。

事 務 局 内容番号157号についてご説明いたします。参考資料は4ページをご覧ください。本件は農業公社からの売渡案件でございます。

所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は福住の〇〇さんでございます。土地の所在地は福住〇〇番〇他計13筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案9ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、認可公告日は令和7年6月10日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数などから判断して、今回の借受人に売買することについては支障なしと考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

10 番 内容番号157号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間借りていましたが、今回、期間満了により売渡を受けるものです。〇〇さんは家族5人で畑作3品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号157号は適当と認めます。
内容番号158号。

事 務 局 内容番号158号についてご説明いたします。参考資料は5頁をご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。

利用権の設定をする者は北広島市の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は美禽の〇〇さんでございます。土地の所在地は美禽〇〇番〇他計8筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は公告日令和7年7月10日から令和17年6月30日までの10年間でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

4 番 内容番号158号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、豆類、玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますので

	<p>よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号158号は適当と認めます。</p>
事 務 局	<p>最後に今後のスケジュールについて説明いたします。本日の農業委員会総会で承認された後、北海道農業公社に対し、町から促進計画案と農業委員会から農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請書を併せて提出いたします。北海道農業公社において促進計画が認可された後、町において公告することとなっています。効力の発生は6月10日を予定しています。なお、農業経営基盤強化促進法及び関連法の一部改正により、令和7年4月以降の農地の貸借については北海道農業公社経由となっていることを申し添えます。以上、ご説明いたしました。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>議案第95号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」は承認することに決定をいたします。</p>
議 長	<p>日程第8、議案第96号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>内容番号54号。</p>
事 務 局	<p>今月の案件は全7件で内容につきましては賃貸借が4件、贈与が1件、有償の交換が2件でございます。</p> <p>それでは内容番号54号についてご説明いたします。参考資料は7ページをご覧ください。本件は規模縮小に伴う新規の賃貸借案件でございます。貸付人は美和の〇〇さん、借受人は栄森の〇〇さんでございます。土地の所在地は美和〇〇番〇他計6筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から2年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。参考資料8ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。</p>
8 番	<p>内容番号54号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんの規模縮小に伴い、〇〇さんと賃貸契約を結ぶものです。〇〇さんは家族2人で小麦、そば、南瓜を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを4月21日、中川委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号54号は適当と認めます。</p> <p>内容番号55号。</p>
事 務 局	<p>内容番号55号についてご説明いたします。参考資料は9ページをご覧ください。本件は贈与案件でございます。譲渡人は瑞治の〇〇さん、譲受人は瑞治の〇〇さんでございます。土地の所在地は瑞治〇〇番〇他計2筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は贈与、権利の種別は所有権でございます。参考資料10ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考</p>

えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

16 番

内容番号55号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが所有する農地を〇〇さんに贈与するものです。〇〇さんは家族2人でアスパラガスを作付けし、堅実に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを4月30日、高崎委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号55号は適当と認めます。
内容番号56号から58号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局

内容番号56号から58号について一括してご説明いたします。参考資料は11ページをご覧ください。本件は賃貸借案件でございます。

賃借人は報徳の有限会社〇〇 代表取締役 〇〇さん、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から10年間、賃貸料は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。それでは内容番号56号についてご説明いたします。賃借人は報徳の〇〇さん、土地の所在地は報徳〇〇番〇他計14筆で土地明細につきましては議案13ページをご覧ください。面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号57号についてご説明いたします。賃借人は報徳の〇〇さん、土地の所在地は報徳〇〇番〇、面積は〇〇㎡でございます。内容番号58号についてご説明いたします。賃借人は報徳の〇〇さん、土地の所在地は報徳〇〇番〇他計3筆、面積は合計〇〇㎡でございます。参考資料12ページから14ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

15 番

内容番号56号から58号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は元々それぞれ個人から法人に使用貸借していたものを今回から賃貸借に切り替えるものです。〇〇さんは法人化し、小麦、馬鈴薯、ニンジンを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを5月9日、山岸委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号56号から58号は適当と認めます。
内容番号59号から60号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局

内容番号59号から60号について一括してご説明いたします。参考資料は15ページをご覧ください。本件は交換案件でございます。

それでは内容番号59号についてご説明いたします。譲渡人は古梅の〇〇さん、譲受人は古梅の〇〇さんでございます。土地の所在地は古梅〇〇番〇他計4筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は交換、権利の種別は所有権でございます。内容番号60号についてご説明いたします。参考資料は17ページをご覧ください。譲渡人は古梅の〇〇さん、譲受人は古梅の〇〇さんでございます。土地の所在地は古梅〇〇番〇他計3筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は交換、権利の種別は所有権でございます。〇〇さん個人は有限会社〇〇の代表取締役ではありますが、個人としては3条資格者ではないので許可要件に満たしていないこととなります。しかし、農地所有適格法人には特例があり、既に個

人から農地所有適格法人に利用権が設定されている農地、今回の場合は〇〇さんから有限会社〇〇に使用貸借権が設定されております。その設定がされており、なおかつそれをそのまま生かす、継続する場合に限り、農地所有適格法人の構成員への3条による所有権移転は認められることになっております。〇〇さんに確認したところ、使用貸借はそのまま継続することの確認をしております。参考資料16ページ及び18ページの調査表にあるとおり、取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

18 番

内容番号59号から60号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんの畑と〇〇さんの畑を交換するものです。〇〇さんは家族4人で酪農を営み、また、〇〇さんは法人化し、小麦、豆類、甜菜、人参を作付けし、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願いいたします。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを4月21日、武田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号59号から60号は適当と認めます。
議案第96号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定をいたします。

議 長

日程第9、議案第97号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
内容番号18号。

事 務 局

内容番号18号についてご説明いたします。参考資料は20ページをご覧ください。本件は農業用倉庫建設のため、農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は高野の〇〇さん。土地の所在地は高野〇〇番〇内、面積は〇〇㎡、農地区分は農用地区域内農地でございます。転用目的は農業用倉庫の増築、計画の概要は農業用倉庫面積が〇〇㎡、通路等〇〇㎡、となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

9 番

内容番号18号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが既存の倉庫では手狭であるため、新たな倉庫が必要となったもので、申請地は効率的な作業ができるよう既存の倉庫周辺、また、ほかの農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみて、やむを得ないものであると、4月22日、中川委員とわたしとで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号18号は適当と認めます。
内容番号19号。

事 務 局

内容番号19号についてご説明いたします。参考資料は22ページをご覧ください。本件はカラマツ植林のため、農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は田中の〇〇さん。土地の所在地は田中〇〇番〇他計3筆、面積は〇〇㎡、農地区分は農用地区域内農地でございます。転用目的はカラマツ植林、計画の概要は〇〇㎡の

土地に1,480本のカラマツの苗木を植えるもので工事期間は許可日から令和7年1月30日までを予定しております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

3 番 内容番号19号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この申請地は山林に囲まれた地形で生産性の低い土地のため、現地の状況からみてやむをえないものであると4月21日、日並委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくをお願いします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号19号は適当と認めます。
内容番号20号。

事 務 局 内容番号20号についてご説明いたします。参考資料は23ページをご覧ください。本件は農業用倉庫建設のため、農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は野崎の〇〇さん。土地の所在地は駒生〇〇番〇内、面積は〇〇㎡、農地区分は農用地区域内農地でございます。転用目的は農業用倉庫の建設、計画の概要は農業用倉庫面積が〇〇㎡、通路等〇〇㎡となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

11 番 内容番号20号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さんが経営規模拡大のため、農業用倉庫が必要となったもので申請地は効率的な作業ができる場所、また、ほかの農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみて、やむを得ないものであると4月22日、木村委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくをお願いします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認め、内容番号20号は適当と認めます。
議案第97号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定をいたします。

議 長 日程第10、議案第98号「現況証明願について」を議題といたします。
内容番号23号。

事 務 局 内容番号23号についてご説明いたします。参考資料は26ページをご覧ください。所有者及び願出人は美和の〇〇さんでございます。土地の所在地は美和〇〇番〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願いいたします。

4 番 内容番号23号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この土地は現在、農舎に隣接しており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを4月21日、坂本委員、鳥井委員とわたしで確認しておりますのでよろしくをお願いします。

議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長	ご異議なしと認め、内容番号 2 3 号は適当と認めます。 内容番号 2 4 号。
事 務 局	内容番号 2 4 号についてご説明いたします。参考資料は 2 7 ページをご覧ください。所有者は美富の〇〇さん、願出人は仲町の株式会社〇〇でございます。土地の所在地は美富〇〇番〇他計 4 筆、面積は合計〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願いいたします。
1 7 番	内容番号 2 4 号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この土地は区画整理がされている住宅街の中にあり、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを 4 月 2 1 日、中村委員、安藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号 2 4 号は適当と認めます。 内容番号 2 5 号。
事 務 局	内容番号 2 5 号についてご説明いたします。参考資料は 2 8 ページをご覧ください。所有者及び願出人は津別町の〇〇さんでございます。土地の所在地は豊幌〇〇番〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願いいたします。
1 2 番	内容番号 2 5 号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この土地は現在、雑種地となっており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを 5 月 2 日、鎌仲委員、酒井委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号 2 5 号は適当と認めます。 内容番号 2 6 号。
事 務 局	内容番号 2 6 号についてご説明いたします。参考資料は 2 9 ページをご覧ください。所有者及び願出人は豊幌の〇〇さんでございます。土地の所在地は豊幌〇〇番他計 7 筆、土地明細につきましては議案 1 8 ページをご覧ください。面積は合計〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願いいたします。
1 2 番	内容番号 2 6 号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この土地は現在、雑種地となっており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを 5 月 2 日、鎌仲委員、酒井委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひします。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号 2 6 号は適当と認めます。 議案第 9 8 号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定をいたし

	ます。
議 長	日程第11、協議第17号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題といたします。
事 務 局	協議第17号についてご説明いたします。本件は5月13日付で美幌町長から町が定める美幌町農業振興地域整備計画において、同計画の変更を行うため意見を求められたもので除外が1件、用途区分変更が2件でございます。それでは除外の内容番号9号についてご説明いたします。本件は先の議案第97号 農地法第4条許可申請の内容番号19号でご審議いただいた案件でございます。参考資料は22ページをご覧ください。申請者は田中の〇〇さん、土地の所在地は田中〇〇番〇他計3筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は植林のためでございます。用途区分変更の内容番号17号についてご説明いたします。本件は先の議案第97号 農地法第4条許可申請の内容番号18号でご審議いただいた案件でございます。参考資料は20ページをご覧ください。申請者は高野の〇〇さん、土地の所在地は高野〇〇番〇内、面積は〇〇㎡、申請理由は農業用倉庫建築のためでございます。用途区分変更の内容番号18号についてご説明いたします。本件は先の議案第97号 農地法第4条許可申請の内容番号20号でご審議いただいた案件でございます。参考資料は23ページをご覧ください。申請者は野崎の〇〇さん、土地の所在地は駒生〇〇番〇内、面積は〇〇㎡、申請理由は農業用倉庫建築のためでございます。 今後の予定ですが本総会後に当委員会から町に意見書を提出します。町は北海道に進達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上です。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、協議第17号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定をいたします。
議 長	以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして第26回美幌町農業委員会総会を閉会いたします。
議 長	ご苦勞様でした。

閉会 午後2時10分

令和7年5月26日開催の第26回 美幌町農業委員会総会議事録については、その事実と相違ないことを認め、美幌町農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により署名する。

議 長

署名委員

署名委員